

●第 28 回広島市都市計画審議会(H21 年 4 月 23 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)火葬場の変更について(広島市決定)	71号広島市火葬場	<p>今後の高齢社会の進展に伴い、増加が見込まれる火葬需要に対応するとともに、広島市西部地域の市民の利便性向上を図り、良好な生活衛生環境を確保するため、火葬場を新たに追加するものである。</p>
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の変更について(広島市決定)	西風新都アカデミック・リサーチパーク地区	<p>西風新都アカデミック・リサーチパーク地区内の土地所有者から当地区の「建築物の用途の制限」と「土地の利用に関する事項」を一部緩和する地区計画の変更について、都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画提案があった。</p> <p>この提案は「ひろしま西風新都都市づくり推進プラン」の土地利用方針に沿ったものであるとともに、学術・研究地区にふさわしい環境に大きな影響を与えない範囲のものと認められること等から、当該提案を採用することとし、地区計画を変更するものである。</p>
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について(広島市決定)	西風新都石内湯戸・下沖地区	<p>西風新都石内湯戸・下沖地区において、商業施設や地区の特性を活かした個性ある生活利便施設を誘導し、賑わいと魅力あふれる市街地環境の形成を図るよう、地区の地権者で組織する広島市佐伯区石内湯戸・下沖地区土地区画整理組合設立準備委員会より、都市計画法第21条の2の規定に基づき地区計画の都市計画が提案あった。</p> <p>この提案は「ひろしま西風新都都市づくり推進プラン」の土地利用方針に沿ったものであることから、地区計画を決定するものである。</p> <p>※審議の結果、今回は審議を保留し、次回、当該案件に係る追加の資料が提出された上で、引き続き審議を行うこととなった。</p>
用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更	西風新都石内湯戸・下沖地区	<p>市街調整区域内の建築物の容積率等の数値については、建築基準法の規定に基づき、都市計画審議会の議を経て定めている。この度、市街化調</p>

<p>ついて (特定行政庁:広島市長)</p>	<p>整区域内において、西風新都石内湯戸・下沖地区の地区計画が定められるため、当該区域内の容積率等の数値にあわせて、建築物の容積率等を変更する。</p> <p>※審議の結果、今回は審議を保留し、次回、当該案件に係る追加の資料が提出された上で、引き続き審議を行うこととなった。</p>
-----------------------------	---